

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

I 改正の趣旨

勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形住宅貯蓄」という。）とは、勤労者が金融機関等との間に締結する貯蓄に関する契約で、住宅の取得・増改築等の費用に充当することを目的としたものであり、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。）において、財形住宅貯蓄に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関して、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。

今般、令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）において、床面積要件の緩和措置についての記載がされたことから、財形則について改正を行うもの。

II 省令案の概要

（1）床面積要件等の改正

現在、財形住宅貯蓄を非課税で払い出すための住宅の床面積要件については、財形則第1条の14第1号において

①50㎡以上

②勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40㎡以上

③勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅※で、令和6年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは、40㎡以上

という要件を定めているところ、③の要件について、令和7年12月31日までに建築確認を受けた住宅についても適用できることとする。※租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第21項各号に掲げるもの

その他所要の改正を行う。

（2）施行期日等 令和7年3月下旬公布（予定）・4月1日施行